

公募オーガナイズドセッション | 2025年11月13日：公募オーガナイズドセッション

■ 2025年11月13日(木) 16:00 ~ 18:00 C会場 (2階 小ホール)

[公募オーガナイズドセッション1] 歯科における医療DX・口腔保健DXの実装に関するシンポジウム

オーガナイザー：井田 有亮（東京大学）

座長：野崎 一徳（大阪大学）、井田 有亮（東京大学）

◆ 実践報告

[2-C-4-06] 【実践】歯科分野の診療情報標準化及び医療DXの進捗状況と展望

Progress and Prospects for Standardization of Dental Treatment Information and Medical Digital Transformation in the Dental Field

*小野寺 哲夫¹ (1. 日本歯科医師会)

キーワード：Dentistry、Medical Digital Transformation、Medical Information Standardization、Electronic Prescription、Japan Dental Association

歯科分野における医療DXの進捗を明らかにするとともに、日本歯科医師会の医療DXへの取り組みを紹介することで、医療界全体で問題意識の共有・議論の端緒としたい。

昨年度は「骨太の方針2024」に基づき進められている、医療DXの進捗状況や歯科診療情報標準化の現在地等について報告した。今年度もこれらの進捗状況と今後の展望について述べる。

現在、政府が検討している標準型電子カルテは、一部の医科医療機関においてa版のモデル事業が実施されている。標準型電子カルテの普及、ひいては全国医療情報プラットフォームを通して全国の医療機関で医療情報が共有されれば、より質の高い医療提供に繋がると思われる。

一方、歯科分野では「電子カルテ情報共有サービス」に共有すべき情報の整理と、共有に必要な情報の標準化については現在検討中だが、歯科特有の歯式の情報は不可欠と考える。歯科での電子カルテ情報共有サービス導入については、現状の電子カルテ等の導入状況や各種機能等の調査を行い、慎重な検討が必要である。

電子処方箋は、令和5年1月より運用が開始されたものの、歯科診療所における導入率は4.7%（2025年6月現在）と芳しくない。背景としては、歯科診療所の約8割が院内処方のため低需要であること、HPKIカード取得などの導入費用のハードルの高さ、対応可能な歯科ベンダが未だ限定的であることなどが挙げられる。電子処方箋の仕組みは医療の質向上と業務効率化に必要不可欠であるため、歯科が積極的に参画できる体制構築を目指したい。

また、東日本大震災での医療情報消失の経験から、歯科医療情報の利活用及び標準化普及事業が進められ、本会が中心となって「口腔診査情報標準コード仕様」を作成し、厚生労働省標準規格として採用されている。この仕様の標準型電子カルテ等への実装についても参加者の議論のきっかけとしたい。

歯科分野の診療情報標準化及び医療 DX の進捗状況と展望

小野寺哲夫^{*1}

*1 日本歯科医師会常務理事

Progress and Prospects for Standardization of Dental Treatment Information and Medical Digital Transformation in the Dental Field

Tetsuo Onodera^{*1}

*1 Standing Director, Japan Dental Association

In this abstract, I aim to introduce the progress of medical DX in the dental field and the efforts of the Japanese Dental Association, with the goal of fostering shared awareness and discussion across the medical society. I will discuss the advancement of medical DX, the progress of standardization of dental treatment information, and prospects. Currently, pilot projects for standardized electronic medical records are being conducted at some medical institutions in the medical field. It is anticipated that the sharing of medical information through the national platform will lead to higher-quality medical care in the future. On the other hand, the development of standardized electronic medical records in the dental field is currently in the initial stages, with efforts underway to organize information sharing and discuss necessary standardization. In dentistry, the adoption rate of electronic prescriptions is low, with most prescriptions being issued within the clinic, and the high cost of implementation is a challenge. However, it is important to utilize electronic medical records as infrastructure to achieve high-quality healthcare, and active participation from the dental community is essential. Additionally, the implementation of standardized electronic medical records incorporating oral examination information standard codes should also be discussed.

Keywords: Dentistry, Medical Digital Transformation, Medical Information Standardization, Electronic Prescription, Japan Dental Association

「骨太の方針(経済財政運営と改革の基本方針)」に医療 DX(Digital Transformation)が明示的に位置づけられて以来、その推進は加速度的に進展し、各種施策が本格的に展開されるようになった。「骨太の方針 2024」では、「『医療 DX の推進に関する工程表』に基づき、『全国医療情報プラットフォーム』を構築するほか、電子カルテの導入や電子カルテ情報の標準化、診療報酬改定 DX、PHR の整備・普及を強力に進める。」などと明記され、「骨太の方針 2025」では、これら取組みについて必要な支援を行いつつ、政府を挙げて強力に推進するとされた。

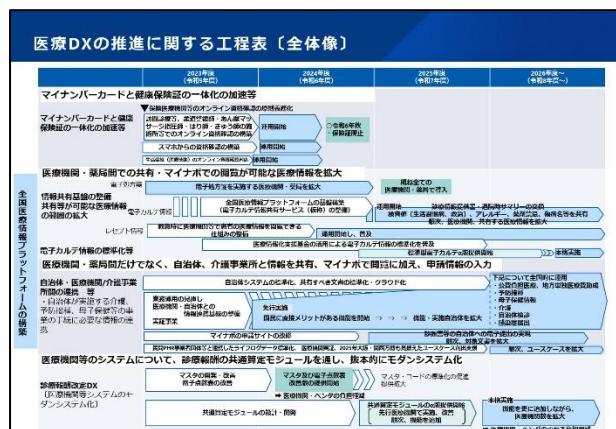


図 1 医療 DX の推進に関する工程表

(出典: 第 2 回医療 DX 推進本部資料)

医療 DX のインフラ基盤と言える医療機関・薬局におけるオンライン資格確認の導入状況については、2025 年 6 月 29 日現在、義務化対象施設 215,987 施設のうち、212,818 施設(約 98.5%)において運用が開始されており、ほぼ全国的に普及したと言えるであろう。本稿では、歯科分野における医療

DX の進捗状況を明らかにするとともに、日本歯科医師会がこれまで取り組んできた医療 DX に関する具体的な施策についても紹介し、歯科界のみならず医療界全体において問題意識を共有し、今後の議論を展開するきっかけとしたい。また、医療 DX がもたらす診療現場への影響や、患者サービスの質的向上といった観点からも、広く理解と关心を喚起することが重要であると考えている。

昨年度は、政府が示した「骨太の方針 2024」に基づいて推進されている医療 DX の全体的な進展状況に加えて、歯科診療に関する情報の標準化がどのような段階にあるのか、現状を整理した上で報告を行った。今年度は、前年度からの進捗を踏まえ、引き続き医療 DX の取り組みが歯科分野でどのように進んでいるのかを報告するとともに、今後の展望や、課題解決に向けた具体的な方向性についても詳述する。

現在、「医療 DX の推進に関する工程表」に基づき政府が開発を進めている標準型電子カルテについては、すでに一部の医科医療機関において α 版としてのモデル事業が実施されている段階にある。このモデル事業では、実際の診療現場での運用検証や技術的な課題の洗い出しが行われており、今後の普及に向けた重要な試金石となっている。標準型電子カルテが広く全国の医療機関に普及し、さらに全国医療情報プラットフォームを通じて各医療機関間で診療情報や患者情報が円滑に共有されるようになれば、医療の質や安全性の向上に大きく寄与すると期待されている。具体的には、診療の重複防止や迅速な診断支援、患者の病歴管理の効率化など、より質の高い医療提供につながると考えられる。

一方で、歯科分野においては、医科と比較すると電子カルテ情報共有サービスはほとんど進展しておらず、「電子カルテ情報共有サービス」における共有すべき情報の整理や、それらの情報を共有するために必要な標準化については現在も検討が進められている段階である。とりわけ、歯科特有の「歯式」情報は、診療内容の正確な把握や治療履歴の管理において不可欠な要素であるため、その取り扱いが非常に重要視

されている。さらに、歯科領域での電子カルテ情報共有サービスの導入を検討するにあたっては、歯科医療機関における現時点での電子カルテの導入状況や利用されている各種機能、システムの互換性や利便性など、多角的な調査・分析が必要であり、十分かつ慎重な検討と段階的な実装が求められる。



図2 標準型電子カルテ モデル事業のスケジュール

（出典：第3回標準型電子カルテ検討WG）

「全国医療情報プラットフォーム」の重要な施策のひとつである電子処方箋については、令和5年1月より全国で本格的に運用が開始されたが、歯科診療所における導入率は、2025年7月時点で約5.0%以下にとどまっており、その普及状況は依然として芳しくない。電子処方箋の仕組み自体は、患者の服薬情報の一元管理や重複投薬の防止、さらには医薬品の適正使用を促進するなど、医療の質の向上に資する重要なツールであるにもかかわらず、歯科領域では導入が進みにくい状況にある。このような導入の遅れの背景としては、第一に、歯科診療所の約8割が院内処方を行っていること、それに伴い外部の薬局と連携する機会が少ないとことから、電子処方箋のニーズそのものが医科と比べて相対的に低い点が挙げられる。第二に、電子処方箋を利用するためには必要なHPKIカードの取得やシステム環境の整備にかかる初期費用や運用コストが、特に中小規模の歯科診療所にとって大きな負担となっている。さらに、現時点では電子処方箋に対応可能な歯科向けペンドラが限られており、選択肢が少ないことも導入の妨げになっている。しかしながら、電子処方箋は診療情報のデジタル化を進め、業務の効率化や患者サービスの質的向上を実現する上で極めて重要なインフラである。今後は、歯科診療所がより積極的に電子処方箋の仕組みに参画できるよう、制度面・技術面の両方から支援体制を強化し、現場の負担を軽減する仕組みを整えていくことが求められる。歯科界としても、今後の医療DXの流れを見据え、将来的な医療情報連携への貢献を視野に入れた対応を進めていく必要があるだろう。

これまでに述べたように、オンライン資格確認をはじめ、電子カルテや電子処方箋など、多様な医療DXの取り組みが着実に進められている。オンライン資格確認を除くこれらの導入は現時点では義務化されていないものの、「医療DXを推進すべきである」という使命感と、導入に伴う費用負担や複雑な手続きといった高いハードルとの間で、費用対効果の面から対応に苦慮している歯科医師も少なくない。したがって、制度の整備だけでなく、歯科医療現場の実情に即した現実的

かつ段階的な導入支援が求められる。

ここからは歯科診療情報の利活用について述べる。東日本大震災の際にカルテやレントゲン等の医療情報が消失した経験により、歯科医療情報の利活用及び標準化普及事業に関する取り組みが求められ、日本歯科医師会が中心となり作成した「口腔診査情報標準コード仕様」については、令和3年3月に厚生労働省の保健医療情報分野の「標準規格」として認められたところである。この「口腔診査情報標準コード仕様」は、学校歯科健診や自治体での歯周疾患検診など多くの国民が参加する様々な場面の歯科情報を本仕様に準拠して電子化し、「口腔状態スナップショット」として標準化した形式でデータ出力することで、身元確認に必要な生前歯科情報を電子的に蓄積することが可能となる仕組みである。この仕組みを活用すれば、大規模災害時等のご遺体の歯科情報も本仕様に準拠して電子化し、検索・比較することで迅速かつ正確な身元確認が可能となる。

「口腔診査情報標準コード仕様」の普及については、レセコンまたは電子カルテへの実装が必須であるが、ユーザから要望が少ないとこと、導入の意義や費用負担について十分な理解を得ることが難しいことなどの理由により多くの医療機関で実装が進んでいない状況にある。この背景として、本仕様に対応したシステムを医療DXの流れにより国が開発することをレセコンベンダが期待して、企業主導での実装体制の整備を後回しにしていること、また、本仕様の重要性への理解が深められていないことなどの要因があるのではないかと考える。日本歯科医師会では国が医療DXを推進している今が普及の機会であるとも捉え、標準型レセコンや標準型電子カルテの仕様の一部に本仕様を実装するよう検討の場において強く要望しているところである。また診療情報のみにとどまらず、将来的には自治体が持つ母子歯科保健、学校歯科保健、PHRにおける歯科情報、ひいては国民皆歯科健診における健診情報等々にまで本仕様が歯科情報の交換・共有において有効活用ができるよう、今後も取組みを進めていきたい。

標準歯式コードと口腔診査情報標準コード仕様

標準歯式コードはこの部分

口腔診査情報標準コード仕様はこの部分

標準歯式コードとあわせて標準化した。
支那基準で記載、MEDISでアレンジメントしている。保険請求に必要な部位表示用コード化し、FDIの部位コードと互換性あり。

標準歯式コードとあわせて用いるが、歯式コードが厚労省標準でなかったため、そちらを先に標準化した。今回承認された。

図は、下記より一部引用
<http://www.dental-club.jp/hajimene/files/karte3.JPG>

図3 口腔診査情報標準コード仕様

連絡先

公益社団法人日本歯科医師会情報管理課